



平成 17 年 5 月 26 日

各 位

会社名	株式会社ミロク情報サービス
代表者の役職名	代表取締役社長 是枝周樹
コード番号	9928 東証第二部
問合わせ先	経営管理本部長 滝本訓夫
電話番号	03-5361-6369 (代表)

## 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、平成 17 年 5 月 26 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役、監査役、執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションを目的とした新株予約権の発行に関する議案を、平成 17 年 6 月 29 日開催の当社定時株主総会に提案することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

(新株予約権発行の要領)

1. 株主以外の者に特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由  
当社は、平成 16 年 6 月開催の第 27 回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労金に代えて株式報酬型ストックオプションを実施したが、本年も引き続き株式報酬型ストックオプションを実施することとした。これに伴い、当社の取締役、監査役、執行役員が当社を退任するまで、権利行使できないことを条件とし、権利行使価額を 1 株あたり 1 円に設定した新株予約権を無償で発行する。
2. 新株予約権の目的たる株式の種類  
当社普通株式とする。
3. 新株予約権の目的たる株式の数  
合計 195,000 株を上限とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整することができる。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数を切り捨てる。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
  
また当社が他社と吸収合併または新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

#### 4．新株予約権の総数

合計 390 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 500 株。ただし、前項 3 に定める数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

#### 5．新株予約権の発行価額

無償で発行する。

#### 6．新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の目的たる株式 1 株あたりの払込金額は 1 円とする。

#### 7．新株予約権の行使期間

平成 17 年 7 月 1 日から平成 47 年 6 月 30 日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

#### 8．新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役、執行役員を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、当社の取締役、監査役、執行役員を退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から 10 日を経過する日までの間に限り、付与された新株予約権を一度に全て行使しなければならない。
- (2) 各新株予約権 1 個あたり的一部行使はできないものとする。
- (3) その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 9．新株予約権の消却

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- (2) 当社はいつでも当社が取得し、保有する新株予約権を無償で消却することができる。

#### 10．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(注) 新株予約権の具体的な発行および割当の内容は、上記について平成 17 年 6 月 29 日開催の当社定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会以降に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上